



UNION

ねっとわーくNARA

No.178

2018年9月19日(水)

連合奈良北和地域協議会

発行/〒630-8325

奈良県奈良市西木辻町93-6

エルトピア奈良内

代表者/桐木正明 編集者/小笹浩樹

9月の連合奈良の日街宣活動



9月5日(水)の「連合奈良の日」街頭宣伝行動は近鉄学園前北口で実施しました。2015年の労働者派遣法改正から3年をへて、改正の内容を理解していただくためのチラシを配布しました。今回の街頭宣伝には北和地協役員・幹事9名のほか、猪奥美里県議会議員、階戸幸一、阪本美知子両奈良市議会議員、国民民主党スタッフや馬淵澄夫事務所のスタッフにもご参加いただきました。

近畿地方を中心に甚大な被害をもたらした台風21号通過の翌日でも

ありましたが、今回の街頭宣伝でも7月の西日本豪雨災害のカンパ協力も改めて訴えました。多くのみなさんにチラシを封入したティッシュを手にとりいただきました。

《配布したチラシ》

クリーンアップならキャンペーン ～今年も参加しました!～

連合奈良北和地域協議会は9月2日(日)、恒例のクリーンアップならキャンペーンに連合奈良のみなさんとともに参加しました。

今年の参加コースはならまちコース。奈良公園から南に下りならまちを通過してやすらぎの道を北上、再び奈良公園に。参加者は目を凝らしてゴミ探しに集中。ゴミは少なく日ごろから清掃が行き届き、きれいに保たれている奈良の街を改めて認識しました。

2015年労働者派遣法改正から3年になります!

- ① 短期雇用のルール
 - 2015年労働者派遣法の改正により、派遣労働者の雇入れは、派遣先企業、個人雇用者などでの労働期間が1年以上継続して2015年10月1日以後開始となる労働契約を締結する必要がある。
 - ① 5名を超えれば派遣労働者の数について制限がなくなります。
- ② 過半数労働組合等からの意見聴取
 - 派遣労働者を雇用する企業、派遣労働者派遣事業者から派遣先企業に労働者の意見聴取を行う必要があります。
 - ① 意見聴取は、派遣先企業に1週間までに実施し、結果を派遣先企業に提出する必要があります。
- ③ 雇用安定措置
 - 派遣労働者の雇入れの増加、セーフティネット制度の創設などにより、派遣労働者の雇入れが減少する可能性があります。
 - ① 雇用安定措置として、派遣労働者の雇入れが減少する場合は、派遣先企業に雇用安定措置の実施を要する場合があります。
- ④ 均等・均衡待遇
 - 均等・均衡待遇の観点から、派遣労働者と正社員の間で、均等・均衡待遇の実施が求められています。
 - ① 均等・均衡待遇の実施の観点から、派遣労働者と正社員の間で、均等・均衡待遇の実施が求められています。



派遣先労働組合のための職場点検チェックリスト

項目	チェック内容
就業規則への明示	派遣労働者の雇入れに関する事項が就業規則に明示されているか。就業規則が労働者に届いているか。就業規則が労働者に届いていない場合は、就業規則を労働者に届ける必要がある。
雇用安定	派遣労働者の雇入れが減少する場合は、派遣先企業に雇用安定措置の実施を要するかどうかを確認する必要がある。
労働条件の明示と変更	派遣労働者の雇入れに関する事項が就業規則に明示されているか。就業規則が労働者に届いているか。就業規則が労働者に届いていない場合は、就業規則を労働者に届ける必要がある。
賃金支払	派遣労働者の賃金が毎月支払われているか。派遣労働者の賃金が毎月支払われていない場合は、派遣先企業に賃金の支払を要する必要がある。
労働時間	派遣労働者の労働時間が労働基準法に定められている範囲内であるか。派遣労働者の労働時間が労働基準法に定められている範囲内を超えている場合は、派遣先企業に労働時間の短縮を要する必要がある。
休日・休暇	派遣労働者の休日・休暇が労働基準法に定められている範囲内であるか。派遣労働者の休日・休暇が労働基準法に定められている範囲内を超えている場合は、派遣先企業に休日・休暇の短縮を要する必要がある。